

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行期日を平成三十年四月一日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成三十年四月一日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）とすること。